

## 企業主導型保育施設の整備における利用定員の設定等について(内閣総理大臣宛て)

利用が低調となっている企業主導型保育施設の整備費に係る
国庫補助金相当額(1) (支出) 31億6880万円
開設が遅延して児童を受け入れられていないなどの企業主導型保育施設の整備費に係る
国庫補助金相当額(2) (支出) 6億9198万円
(1)及び(2)の計(支出) 38億6078万円

### 1 企業主導型保育事業の概要等

#### (1) 企業主導型保育事業の概要

企業主導型保育事業は、待機児童の解消等の目的を達成するために、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」(実施要綱)等に基づき、厚生年金保険法に規定する事業主等(一般事業主)に雇用されている従業員等が監護する乳児又は幼児(児童)の保育を行うものである。

内閣府は、企業主導型保育事業費補助金(国庫補助金)の交付に当たり公募により選定した団体を補助事業者とすることなどとしており、平成28、29両年度は公益財団法人児童育成協会を補助事業者として選定し、協会に対して国庫補助金を交付している。

#### (2) 企業主導型保育助成事業の概要

協会は、実施要綱に基づき、国庫補助金を原資として、企業主導型保育事業を実施する一般事業主等に対して企業主導型保育事業を行うために設置する保育施設(企業主導型保育施設)の整備に要する費用(整備費)及び企業主導型保育施設における保育の実施に要する経費の助成を行う企業主導型保育助成事業を実施している(協会が企業主導型保育助成事業により行う整備費の助成を「助成」といい、そのために交付する助成金を「助成金」という。また、助成金の交付を受けて企業主導型保育施設の整備を行う一般事業主等を「事業主体」という。)。

実施要綱によれば、協会は、同府と協議するなどした上で企業主導型保育助成事業を実施するために必要な要領を定めることとされており、これを受けた協会は、同事業の適切かつ円滑な実施を図るために、「平成28年度企業主導型保育事業助成要領」等(助成要領等)を制定している。

助成要領等によれば、企業主導型保育施設を利用する児童は、1月当たりの利用日数が16日以上となるなどの条件を満たしている児童(定期利用児童)と、1月当たりの利用日数が15日以下となる児童(不定期利用児童)に区分されている。

### 2 本院の検査結果

#### (1) 企業主導型保育施設の利用が低調となっている事態

##### ア 企業主導型保育施設の利用状況等

28、29両年度に助成金の交付対象となっていて、利用定員、利用児童数、助成金交付額等を勘案して抽出した187事業主体の213施設のうち、30年10月時点での開設後1年以上経過しているのは、150事業主体の173施設となっていた。このうち、同月時点の各企業主導型保育施設における定員充足率及びその直近1年間(29年10月から30年9月まで)における各月の定員充足率の平均がいずれも50%未満となっていて1年以上にわたって利用が低調な状況となっていたと認められる施設が、67事業主体の72施設(整備費計44億1167万円、助成金交付額計31億6880万円(国庫補助金相当額同額))見受けられた。

上記の72施設を整備した67事業主体の利用定員に関する計画の策定状況について確認したところ、60事業主体(65施設)において、利用定員の設定を行うに当たり、従業員への聞き取りなどを行ったとしているもののその具体的な内容が確認できなかったり、従業員の意向等の保育需要に係る調査等を行わず、企業主導型保育施設の設置予定場所の面積に合わせて施設の規模を決定して受け入れ可能な児童数を算出し、そのまま利用定員としていたり、合理的な理由等がないまま一定の割合の従業員等が監護する児童が利用すると想定していたりなどしている状況が見受けられた。

(注) 定員充足率　企業主導型保育施設の利用定員に対する定期利用児童、不定期利用児童及び各月の途中で利用を開始したり利用をやめたりした児童の合計の割合

イ 協会における利用定員の審査等

協会は、利用定員の妥当性等について審査等を行わないまま助成の決定を行っていた。また、協会は、事業主体が企業主導型保育施設の利用定員の設定を行うに当たり、従業員の意向調査や、地域の保育需要、待機児童の発生状況等の確認を行う必要性等について事業主体に周知していなかった。

さらに、協会は、企業主導型保育施設の利用状況について十分に把握しておらず、利用が低調となっている場合の対応等について具体的に検討していなかった。

(2) 企業主導型保育施設の開設が遅延して児童を受け入れられていないなどの事態

ア 企業主導型保育施設の開設の状況等

前記187事業主体の213施設のうち、17事業主体の17施設は、28、29の2か年度の間に企業主導型保育施設の整備を実施して、29年度中に整備を完了させて30年4月までに開設する計画となっていたが、その計画よりも開設が遅延し、同月時点で開設に至っていなかった。

そこで、その原因等について確認したところ、9事業主体の9施設(整備費計9億5668万円、助成金交付額計6億9198万円(国庫補助金相当額同額))については、事業主体が、整備予定の企業主導型保育施設は設備基準等に適合した設計となっているかなどについて十分に確認しないまま整備を実施していたため、整備途中で生じた設計の変更等により開設が遅延していた。

イ 設備基準等への適合性等に対する協会の審査等

協会は、事業主体から所要額調書、設備基準等に適合しているか確認するための設計図面等の関係書類を提出させるなどしており、これらの各書類に記載されている計数の整合性等に係る形式的な確認を行っていたものの、整備する企業主導型保育施設の設計が設備基準等に適合しているかなどについて、十分に審査等を行わないまま助成の決定を行っていた。

3 本院が要求する改善の処置

企業主導型保育事業は、待機児童の解消等を図るための重要な施策であり、今後も多額の国庫補助金が交付されることが見込まれている。

については、同府において、企業主導型保育施設の利用定員の設定等が適切に行われ、整備された企業主導型保育施設が有効に利用され、もって企業主導型保育事業の効果的な実施が図られるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 補助事業者に対して、助成の申込みに当たって従業員の意向等を十分に把握するなど利用定員の具体的な設定方法等について助成要領等に定め、適切に利用定員の設定を行うことの必要性等について事業主体に周知させるとともに、助成の申込みに対する審査時に、従業員枠及び地域枠に係る利用定員の設定の根拠となる資料等を事業主体から提出させた上で、利用定員の妥当性等について適切に審査等を行わせること

イ 補助事業者に対して、企業主導型保育施設の利用状況について適切に把握させた上で、利用が低調となっている場合には、事業主体が定員充足率の向上等に向けた取組を適切に行うよう助成要領等に定めさせるなどして、事業主体に対して十分な指導等を行わせること

ウ 補助事業者が助成の申込みに対する審査を行うに当たり、企業主導型保育施設の設備基準等との適合性等について確認するためのチェックシートを作成するなどして、十分に審査等を行えるような仕組みを整備すること